

マイナンバー制度の今後のスケジュール（予定）

2015年
10月

●「マイナンバー」通知開始

住民票の住所へ、マイナンバーの「通知カード」の送付がはじまります（簡易書留で送付されます）。外国籍でも、住民票のある人は通知の対象です。実際の住所が異なる場合は、住民票を異動しておいてください。

2016年
1月

●「マイナンバー」利用開始

社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きにおいて、利用がはじまります。ただし健康保険および厚生年金は2017年1月スタート。

●「個人番号カード」交付開始（申請者のみ）

市区町村に申請すると、通知カードと引き換えに、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーを記載したICカードが交付されます。公的な身分証明書として使用でき、e-Tax等の電子証明書も標準搭載されます。図書館や印鑑登録証などの地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できますが、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

※有効期限は、20歳以上は10回目の誕生日まで、20歳未満は5回目の誕生日までです。

※住基カードの新規発行は行われなくなりますが、有効期限までは使用可能です。ただし、個人番号カードの交付を受ける際には返却しなければなりません。

2017年
1月

●健康保険手続きにおける利用がスタート

●国の行政機関の情報連携開始

「情報提供ネットワークシステム」の運用が開始されます。まずは国の行政機関で情報連携がはじまります。

●「マイナポータル」（情報提供等記録開示システム）開設

各種社会保険料の支払い状況、行政機関が持っている自分の個人情報の内容、行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴（いつ・誰が・なぜ提供したのか）、制度改定のお知らせ、各種給付案内などの情報がWeb上で取得できるようになる予定です（詳細は検討中です）。

2017年
7月頃

●健保組合等の情報連携開始

健保組合等で情報連携がはじまります。医療保険者間の健診データの連携、予防接種の履歴の共有、そしてその後、受診時のオンライン資格確認の段階的導入等も予定されています。

●マイナンバー制度に関するお問い合わせ先●

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は 050-3816-9405 におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語等）は 0570-20-0291 におかけください。

健康保険の手続きでは、2017年1月以降、保険料の徴収事務、資格確認、被扶養者の認定などにおいて皆さんのマイナンバーが必要となります。今後事業所経由もしくは対象者に直接依頼する等により取得させていただく予定ですので、ご理解ご協力をお願いいたします。

10月から通知カードの交付開始

家族全員のマイナンバー しっかりと管理を

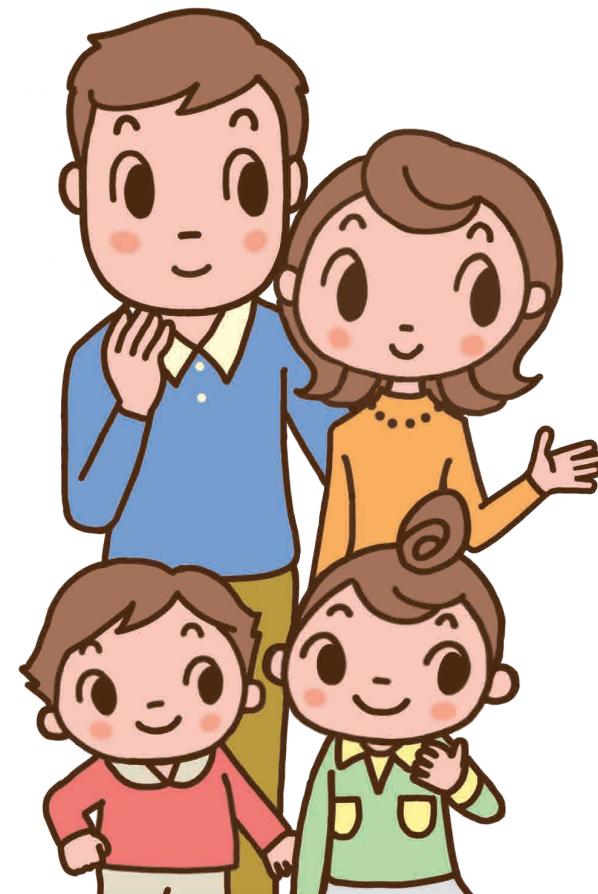


10月から、住民票のある人全員に、一人ひとり異なる12ケタの番号「マイナンバー」がつけられ、お住まいの市区町村から簡易書留で届きます。赤ちゃんからお年寄りまで、1人1枚発行されますので、管理には十分気をつけてください。

写真なしの「通知カード」が届く

10月から届くのは、写真のない「通知カード」です。顔写真つきの「個人番号カード」を希望する人は、平成28年1月以降に、お住まいの市区町村に申請して「通知カード」と引き換えに交付を受けます。顔写真つきの「個人番号カード」は、本人確認の身分証明書として使えるほか、e-Tax等の電子申請にも使えます。

マイナンバーは、原則として一生変わらず、社会保障・税・災害対策の手続きなどに使うものです。紛失したり、気軽に他人に教えたりしないよう、家族全員のマイナンバーはしっかりと管理しましょう。



「マイナンバー」の目的は？

- ①国民の利便性の向上
- ②行政の効率化
- ③公平・公正な社会の実現

最初に理解しておきたいこと

マイナンバー制度の対象は、**社会保障・税・災害対策の3分野に限られます**

●社会保障分野

例えば：

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付

- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

●税分野

例えば：

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

●災害対策分野

例えば：

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

マイナンバー制度の対象は、**社会保障・税・災害対策の3分野に限られ、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きのみ、使うことができます。**

皆さんにおいて想定される場面としては、例えば、健保組合に被扶養者の届出や各種給付金の申請をする際、厚生年金の裁定請求をする際、児童手当の現況届を提出する際などです。また、源泉徴収票や法定調書などにも記載が求められますので、勤務先（事業主）や保険会社などにもマイナンバーを告知することになります。

なお、マイナンバーは、右記の場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、不当に提供すると、処罰の対象となります。